

請願 第41号

受付 令和5年 8月24日

ロシアとウクライナの戦争即時停戦、和平実現に向けて日本政府に仲裁外交努力を求める意見書の提出を求める請願

紹介議員 細谷 典男

・請願趣旨

2022年に開始されたロシアとウクライナの戦争は未だに収束の兆しすら見せていません。第二次世界大戦での惨禍、広島・長崎での原爆攻撃を体験した日本は戦争の愚かさを最も知る国家の1つであると信じています。いまこそ日本が停戦に向けて仲介の労を執らなければなりません。

しかしながら現在の日本外交は米国に追随し、一方的なウクライナ支援だけでは戦争を助長しかねません。

過去日本には外交努力により難局を克服した政治家がいます。

ポツダム宣言受諾後、敗戦に打ちひしがれた中で国際社会復帰に向けて重光葵外相は尽力し、ソ連（現ロシア）の拒否権で難航していた国連加盟を果たしました。重光氏は日本の国連加盟が認められたことに対する加盟受諾演説で、「日本は東西の架け橋になりうる」と表明し、国連総会に出席していた加盟国の代表団から拍手で受け入れられました。

本県出身の政治家である赤城宗徳氏は農林大臣、防衛庁長官、官房長官、自民党政調会長・総務会長を歴任した重鎮です。第一次岸内閣で農林大臣となった赤城氏に待ち受けていたのは日ソ漁業交渉でした。「100日漁業交渉」と呼ばれる激しい交渉を繰り広げましたが両国の信頼関係を構築して妥結に持ち込みました。

また赤城氏は1959年第二次岸改造内閣にて防衛庁長官に就任します。1960年、安保闘争に際して反対する数万人規模のデモが連日国会を囲む中、岸信介首相に自衛隊の治安出動を打診されますが、「自衛隊が国民の敵になりかねない。日本国民同士が闘ってはならない」と毅然として反対しています。

重光葵氏や赤城宗徳氏の外交努力や姿勢に学び、岸田首相には日本が停戦・和平実現に向けて役割を果たしていくことが求められています。

こうした観点から、以下の請願事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

・請願事項

- 1 日本政府はロシアとウクライナの停戦、和平実現のため仲裁の労をとること。
- 2 仲裁にあたっては米国に追随することなく中立の立場に徹し、戦闘の中止をまずもって訴えること。

以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

令和5年 8月24日

請願者

住所 取手市戸頭9-13-20-5

氏名 平 壽朗

取手市議会議長 殿